

三珠町・市川大門町・六郷町

合併協議会
だより

はばたき



▲三珠町「ふるさと交流センター」(9/30)



▲六郷町「宮原公民館」(9/15)



▲市川大門町「上地区公民館」(9/27)

住民説明会が開催されました

三珠町、市川大門町及び六郷町と合併協議会の共催による住民説明会が開催されました。9月13日～30日までの10日間、14会場で行ないました。

三珠町は3会場で129人、市川大門町は6会場で249人、六郷町では5会場で222人、参加者は3町合計で600人でした。

説明会は、合併協議の状況や今後作成する「新町建設計画」への提言をいただくために開催されたもので、将来構想全体に係わるものや、また、3つの柱に係わることなど、多くのご意見やご要望をいただきました。

2004年 VOL. 4
平成16年11月15日発行

発行：三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会事務局

〒409-3601 山梨県西八代郡市川大門町1785 市川大門町民会館3階

Tel 055-278-8077 / Fax 055-272-6505 / E-mail nishi-8@amber.plala.or.jp

URL <http://www.townicikawadaimon.yamanashi.jp/gappei/>

第3回法定協議会を開催

第3回合併協議会が10月13日、市川大門町民会館で開催されました。

協議会での協議事項は23案件で、継続協議となっていました「新町の名称」をはじめ、「新町の事務所の位置」や「財産及び債務の取扱い」などの協議が行なわれました。また、報告事項は「住民説明会の実施結果」など2件でありました。

今回の法定協議会では、これまで行なってきた事務事業のすりあわせ作業を各小委員会に提案し、確認を得た協定項目について報告、協議されました。

総務企画小委員会は5項目、民生教育小委員会は8項目、建設産業小委員会で8項目でありました。

協議第19号「新町の名称」は継続協議となりましたが、他の22案件はすべて承認されました。



▲第3回合併協議会(10/13 市川大門町民会館)

第3回協議会で協議されたこと

協議第19号(前回からの継続協議)

新町の名称について

協議第21号

新町の事務所の位置について

協議第22号

財産及び債務の取扱いについて

協議第23号

各種団体への補助金の取扱いについて

協議第24号

使用料及び手数料の取扱いについて

協議第25号

地方税の取扱いについて

協議第26号

その他の税事業の取扱いについて

協議第27号

国民健康保険の取扱いについて

協議第28号

窓口業務の取扱いについて

協議第29号

学校教育の取扱いについて

協議第30号

給食業務の取扱いについて

協議第31号

社会教育の取扱いについて

協議第32号

公民館の取扱いについて

協議第33号

文化財及び芸術の取扱いについて

協議第34号

社会体育の取扱いについて

協議第35号

財産区及び財産管理会の取扱いについて

協議第36号

農林土木事業の取扱いについて

協議第37号

農林業振興事業の取扱いについて

協議第38号

商工観光事業の取扱いについて

協議第39号

温泉施設の取扱いについて

協議第40号

公営住宅の取扱いについて

協議第41号

上水道事業の取扱いについて

協議第42号

下水道事業の取扱いについて

報告第17号

住民説明会の実施結果について

報告第18号

電算システム統合調査設計委託契約について

協議第19号 新町の名称について

継続協議

新町の名称については、第2回合併協議会に引き続き、「継続協議」となりました。

会議で、新町名称の決定方法などを「新町名称候補選定小委員会」へ付託することが再度確認されました。小委員会での検討事項は、名称の決定方法のほか、公募の有無や公募の場合にはその方法や期間といった詳細な検討を行なうことを確認しました。小委員会での検討確認後、合併協議会に諮るというものです。「新町名称候補選定小委員会」の委員は次の方々です。

新町名称候補選定小委員会 (敬称略)

三 珠 町	水上 末雄	1号委員 (町長)
	八木 勝	3号委員 (議長)
	有泉 勝廣	5号委員 (学識)
市川大門町	久保 眞一	1号委員 (町長)
	石原 一元	3号委員 (議長)
	○青沼 茂樹	5号委員 (学識)
六 郷 町	◎遠藤 幸利	1号委員 (町長)
	依田 洋澄	3号委員 (議長)
	樋川 良水	5号委員 (学識)

◎は委員長、○は副委員長

協議第21号 新町の事務所の位置について

承認

調整方針

1. 新町の事務所の位置は、西八代郡市川大門町1790番地の3(現在の市川大門町役場)とし、それぞれの役場庁舎に機能を分散する分庁方式とする。
2. 分庁舎は、三珠町上野2714番地の2(現在の三珠町役場)及び六郷町岩間495番地(現在の六郷町役場)とし、現在の大同出張所(市川大門町黒沢798番地)は当分の間存続する。

協議第22号 財産及び債務の取扱いについて

承認

調整方針

1. 公有財産は、すべて新町に引き継ぐ。
2. ①財政調整基金については、人口(平成12年国勢調査)1人当り15,000円分を各町で持ち寄り、新町に引き継ぐ。
②減債基金については、地方債残高(平成15年度末)の1%分を各町で持ち寄る。ただし、持ち寄り額を確保してもなお両基金において生じる残額は、旧町において繰上償還若しくは減債基金に積み立て、持ち寄り額とともに新町に引き継ぎ、地方債の残高の管理に充てる。
③目的基金については、すべて新町に引き継ぐ。
3. 債務については、すべて新町に引き継ぐ。
4. 出資、出捐団体については、すべて新町に引き継ぐ。

協議第23号 各種団体への補助金の取扱いについて

承認

調整方針

1. 各種団体への補助金については、従来からの経緯、実情等を考慮し、次のとおり合併までに調整する。
①同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
②独自の補助金については、従来の実績等を尊重しつつも全体的に均衡を保つようにする。
③整理統合できる補助金等については、統廃合するよう調整する。
④合併後、再度補助金等の見直しを行なうため、民間の委員を中心とした審査委員会を設置する方向で要綱を検討する。



新町の事務所(本庁舎)となる市川大門町役場

協議第24号 使用料及び手数料の 取扱いについて

承認

調整方針

1. 使用料については、原則的に現行のとおりとする。同一または類似する施設（社会教育施設等）の使用料については、適正な負担割合により、合併までに可能な限り統一する。また、減免規定についても合併までに調整する。
2. 手数料については、合併時に統一する。

協議第25号 地方税の取扱いについて

承認

調整方針

1. ①個人町民税の均等割及び所得割の税率及び納期については、現行のとおりとする。
②法人町民税の均等割及び法人税割の税率は標準税率とする。
2. 固定資産税の税率及び納期については、現行のとおりとする。
3. 軽自動車税の税率及び納期は、現行のとおりとする。また、ナンバープレートの再発行については、弁償金300円/1件とする。
4. たばこ税の税率及び納期は現行のとおりとする。
5. 都市計画税は目的税であるため、新町施行後において、都市計画法土地利用計画に基づいて検討していくこととする。
6. 入湯税の税率は標準税率150円とし、「みたまの湯」については、合併特例法の地方税に関する特例を適用し、50円とする。課税免除については、六郷町の例による。

協議第26号 その他の税の取扱いについて

承認

調整方針

1. 納期前納付に対する報奨金は、合併時に廃止する。
2. 証明手数料については、調整後の証明手数料のとおりとする。

協議第27号 国民健康保険の取扱いに ついて

承認

調整方針

1. 国民健康保険税の賦課形態は4方式とする。税率については、合併翌年度より均一課税とし、新町において、健全な国民健康保険事業運営を行なえるよう適正な率を定める。軽減割合については、新町において定める税率において平準化を行ない、7割・5割・2割軽減となるよう調整する。
2. 国民健康保険財政調整基金については、合併時に全額持ち寄る。

協議第28号 窓口業務の取扱いに ついて

承認

調整方針

1. 住民基本台帳関係手数料は、合併時に統一する。

協議第29号 学校教育の取扱いに ついて

承認

調整方針

1. 教育委員の定数については、地方教育行政法第3条を適用し、5人とする。
2. 委員の任期については、地方教育行政法第5条を適用し4年とするが、最初に任命された委員の任期は、同法施行令第20条を適用する。
3. 義務教育の施設については、現状のまま新町に移行し、当分の間、現学校数とする。
4. 新町において耐震等の危険状況、建築年次を考慮した計画的な施設整備を行なう。
5. 育英事業については、新町において新たな制度の構築を検討する。ただし、市川大門町、六郷町における育英事業については、新たな制度が出来るまで現行のまま新町に引き継ぐ。
6. 町単教員については、教育水準が低下しないよう、制度を維持し、新町において配置計画を策定する。

協議第30号 給食業務の取扱いについて

承認

調整方針

1. 施設は当分の間、現行どおりとする。ただし、将来的には施設整備等考慮する中で、配食区域の見直しや委託に向け検討する。
2. 私立幼稚園(市川大門町)への配食は、新町において、見直しを図るよう検討する。
3. 給食費については、当面現行どおりとする。ただし、新町においては、施設整備等の見直しに併せて統一した単価の設定を行なうものとする。

協議第31号 社会教育の取扱いについて

承認

調整方針

1. 社会教育委員・公民館運営審議会委員・文化財審議会委員については、それぞれ15名とし、任期は2年とする(文化財審議会委員については合併後、必要に応じて定数を見直す)。
2. 青少年育成推進員については、各地区育成会の代表者が兼ねる。
3. 青少年育成カウンセラー及び社会教育指導員については兼務とし、当面、旧町1名ずつ、計3名とする。
4. 成人式については、新町において統一して行なう。
5. 図書館については、市川大門町立図書館を本館、三珠、六郷町立図書館を分館とする。
6. 新町において住民ニーズを把握する中で必要な機能を備えた図書館を含めた総合学習館(仮称)の設置を検討する。
7. 合併後に図書館の電算業務システムを統合する。
8. 社会教育施設使用料については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に統一した算定方法等により調整する。
9. 使用料の免除規定については、類似施設で相違のないよう合併までに統一した基準等を定める。利用時間は三珠町、六郷町の例による。
10. 各種事業・団体等への補助金については、従来からの経緯、実情等を考慮し、合併

後、同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。

11. 独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、新町域全体の均衡を保つように調整する。
12. 整理統合できる補助金等については、統廃合するよう調整する。

協議第32号 公民館の取扱いについて

承認

調整方針

1. 六郷町民会館を六郷町中央公民館に位置づける。
2. 新町において中央公民館を設置し、現行の各町中央公民館は、地区館として公民館事業を行なう。
3. 中央公民館及び地区館の管理運営は、当面、地域の実情を考慮し現行のとおりとするが、新町において調整する。
三珠町、市川大門町の自治公民館は、現状のまま新町に引き継ぐ。六郷町の公民館は、実情は自治公民館であるため、現在の公民館補助金は合併後、廃止の方向で検討する。
4. 公民館事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、必要に応じて新町において調整する。

協議第33号 文化財及び芸術の取扱いについて

承認

調整方針

1. 指定文化財については、現行のまま新町に引き継ぐ。



三珠町「我門神社」



市川大門町「子安神社文化祭」



六郷町山田の獅子舞

協議第34号 社会体育の取扱いについて

承認

調整方針

1. 新町の体育指導委員の数は30人以内とし、新町の人口を加味し、統一に向け調整を図る。
2. スポーツ振興審議会委員については、新町において設置し、委員数は10人以内とする。
3. 体育協会については、統合に向け調整を図り、新町において設立する。
4. 社会体育施設等の開放については、学校施設も含め現行どおりとし、サービス内容を調整のうえ、継続実施する。
5. 社会体育施設使用料等については、現行のとおり新町へ引き継ぎ、合併後に統一した算定基準等を設定し調整を図る。
6. 使用料の免除規定については、類似施設で相違のないよう、合併までに統一した基準等を定める。
7. 各種事業・団体等への補助金の取扱いについては、現行どおりとし、従来からの経緯、実情等を考慮し新町へ引き継ぎ、見直しを行なう際に調整を図る。
8. 同一、あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
9. 独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、新町全体の均衡を保つように調整する。
10. 整理統合できる補助金等については、統廃合するように調整する。



協議第35号 財産区及び財産管理会の取扱いについて

承認

調整方針

1. 財産区、財産管理会及び財産保護組合は、それぞれ現行のとおり新町へ引き継ぐ。

協議第36号 農林土木事業の取扱いについて

承認

調整方針

1. 農道及び林道は、現行のとおり新町へ引き継ぎ維持管理する。
2. 農林道整備における継続中の事業は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、随時調整を図り事業を実施する。

協議第37号 農林業振興事業の取扱いについて

承認

調整方針

1. 農林業振興に関する補助金は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、同種の補助金は、関係団体の理解を得て統一する方向で調整する。また、水田農業構造改革事業は国の事業であり、新町においても継続する。
2. 鳥獣害防除事業は、県の補助事業を活用し、各町の実情を考慮し合併までに調整し、組織の統合及び補助基準を統一する。
3. 畑地かんがい事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。
4. 農業振興のそれぞれの施設は、現行のとおり新町へ引き継ぎ維持管理する。

協議第38号 商工観光事業の取扱いについて

承認

調整方針

1. 商工観光に関する補助金は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、同種の補助金は関係団体の理解を得て統一する方向で調整する。
2. 小口融資促進制度・勤労者生活安定資金預託制度は、市川大門町の例により統一する。
3. 観光関連施設は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、今後の運営方法を検討し必要に応じて調整する。
4. 商工観光に関するイベントは、各地区の特色を生かしたものであるため、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

協議第39号 温泉施設の取扱いに ついて

承認

調整方針

1. 温泉施設は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、運営形態は、新町において調整する。



協議第40号 公営住宅の取扱いに ついて

承認

調整方針

1. 町営住宅は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。また、市川大門町の公営住宅法に無い住宅（引揚げ者住宅）も同様に新町へ引き継ぐ。
2. 町営住宅の整備計画は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

協議第41号 上水道事業の取扱いに ついて

承認

調整方針

1. 水道施設は、現行のとおり新町へ引き継ぎ維持管理する。
2. 施設整備計画は、現行のとおり新町に引き継ぎ、随時調整を図り事業を実施する。
3. 加入者負担金・量水器使用料は、市川大門町の例により統一する。
4. 水道使用料は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、合併後5年以内を目途に料金を統一する。
5. 工事等に係る手数料は上水道・簡易水道・営農飲雑用水ともに市川大門町の例により統一する。



協議第42号 下水道事業の取扱いに ついて

承認

調整方針

1. 下水道施設は、現行のとおり新町へ引き継ぎ維持管理する。
2. 継続中の事業は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、随時調整を図り事業を実施する。



3. 受益者負担金及び分担金は、流域関連公共下水道及び農業集落排水は、市川大門町の例により統一する。また、特定環境保全公共下水道については、現在までの経緯を考慮して分担金額は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、一括納付報奨金については、流域関連公共下水道の率を考慮して新たに設ける。ただし、分担金の納期及び猶予・減免の基準は、市川大門町の例による。
4. 流域関連公共下水道の使用料は統一し、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水は、現行のとおり新町へ引き継ぎ合併後5年以内を目途に統一する。
5. 水洗便所改造助成制度及び排水設備工事資金融資あっせん制度は、下水道の普及を円滑にするため、市川大門町の例により統一する。

第4回法定協議会を開催

第4回合併協議会が11月8日、六郷町民会館で開催されました。

協議会での協議事項は12案件で、継続協議となっていました「新町の名称」をはじめ、「議会議員」や「農業委員会委員の取扱い」などの協議が行なわれました。

協議会では新町の名称の公募方法や、各小委員会に付託された協定項目のうち、小委員会で確認を得た項目について報告された後、詳細な協議がされました。

今回、小委員会からの報告は、名称候補選定委員会から1項目、総務企画小委員会は9項目、建設産業小委員会で2項目でありました。「議会議員の定数及び任期の取扱い」が継続協議となりましたが、残る11案件は原案のとおり承認されました。

協議第19号 新町の名称について

承認

調整方針

新町の名称は公募により意見を募り、小委員会において検討した後、合併協議会で決定する。ただし、公募にあたっては、次の事項を基本方針とする。

1. 応募者資格は、三珠町、市川大門町及び六郷町に居住する小学生以上とする。
2. 現在の3町の名称は使用しないものとする。

新町の名称については公募によることが決定しました。詳細につきましては、10ページに掲載しましたので、要項を厳守の上、多数の応募をお願いします。

なお、新町名称募集の専用ハガキ(パンフレット)は、町内各世帯に資格者数お配りします。各町役場にも用意しておきます。多くの応募をお願いします。

協議第43号 慣行の取扱いについて

承認

調整方針

1. 町章については、新町名称決定後速やかに全国的公募を行ない合併までに制定する。
2. 町の花については、新町において町内公募し制定する。
3. 町の木については、新町において町内公募し制定する。
4. キャッチフレーズについては、新町において制定する。
5. 町民憲章については、新町に引き継ぎ調整する。
6. 町宣言については、新町に引き継ぎ調整する。

協議第44号 姉妹都市の取扱いについて

承認

調整方針

1. 友好都市については、新町に引き継ぎ調整する。
2. 姉妹都市については、新町に引き継ぐ。

協議第45号 イベントの取扱いについて

承認

調整方針

1. 各町の歴史的経過又は地域性があり特色のあるイベントは引き継ぐ。
2. 新町において、整理統合できるイベントを調整する。

協議第46号 消防団の取扱いについて

承認

調整方針

1. 消防団については、合併時に統合する。
2. 消防団員は、新町に引き継ぐ。
3. 消防団組織については、新町消防団組織図による。
4. 大同婦人消防隊は、新町に引き継ぐ。



協議第47号 一般職の取扱いについて

承認

調整方針

1. 一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐ。
2. 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
3. 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に統一を図る。
4. 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。

協議第48号 一部事務組合の取扱いについて

承認

調整方針

1. 一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に新たに加入する。
2. 市川三珠環境衛生組合については、合併の日の前日をもって解散し、新町に引き継ぐ。

協議第49号 公共的団体の取扱いについて

承認

調整方針

1. 公共的団体については、新町との速やかな一体性を確保するため、それぞれ実情を尊重しながら、調整に努める。
2. 新町との一体性を保つため、合併時に統合したほうがよい団体については、できるかぎり合併時に統合できるよう調整に努める。

協議第50号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

継続協議

「議会議員の定数及び任期の取扱い」については、継続協議となりました。

委員から、議会議員の特例の取扱いについて「住

民の声をもう少し時間をかけて聞くべき」などの意見や「新町の船出をしっかりと見守るべき」などの意見があり、次回以降に継続して協議を行うこととなったものです。

協議第51号 議会議員の報酬及び費用弁償の取扱いについて

承認

調整方針

1. 新町の議会議員の報酬は、市川大門町の例による。
2. 新町の議会議員の費用弁償は、市川大門町の例による。

協議第52号 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについて

承認

調整方針

1. 農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで在任する。
2. 新町農業委員会の選挙による委員の定数は20人とする。
3. 農業委員報酬は、新町議会議員報酬の1カ月分を年額とする。

協議第53号 建設事業の取扱いについて

承認

調整方針

1. 町道及び準用河川等は、現行のとおり新町へ引継ぎ維持管理する。
2. 町道整備は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、随時調整を図り事業を実施する。
3. 都市計画区域及び都市公園は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、都市計画マスタープランは新町において新たに策定する。
4. まちづくり事業(市川大門町の市川地区中央部まちづくり事業)は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、他の地区においても地域の実情に適した事業を検討する。

新しいまちの名称を募集します

新町の名付け親になりませんか？

合併後の新しいまちの名称を募集します。募集要項は次のとおりです。詳細は、応募に関するパンフレットを各世帯に対象人数分配布します。応募用ハガキもパンフレットに掲載してありますので、要項に添って多くの応募をお願いします。

応募資格

- 三珠町、市川大門町、六郷町にお住まいの小学生以上を対象とします。

応募期間

- 平成16年11月20日(土)～
平成16年12月3日(金)まで

応募方法

- 専用ハガキ
 - ・各世帯に配布します。
 - ・役場にも置いてあります。
 - ホームページ
 - ・合併協議会ホームページへ、アクセスして下さい。
 - FAX
 - ・次の「名称応募基準」をご覧のうえ、送信してください。
 - 官製ハガキ
 - ・次の「名称応募基準」をご覧のうえ、応募してください。
- ※いずれの応募の場合も必ず「住所、氏名、年齢、電話番号、名称の理由」を記入して下さい。(記入の無いものは無効になります。)
- ※いずれかひとつの方法により応募ください。
- ※応募は一人1点限りとします。

◎懸賞もあるよ！

- 名付け親大賞(5万円分の商品券)
 - ・決定名称応募者から1名
- 名付け親賞(1万円分の商品券)
 - ・大賞にもれた中から5名
- 特別賞(みたまの湯、つむぎの湯入浴券セット)
 - ・全応募者の中から25名

保護者の皆さんへ。

お子さまからの応募の際には、お手数でもご指導をお願いします。

名称応募基準

- 「三珠町」「市川大門町」「六郷町」(現在の町名)は、使用しない。
- 漢字(必ずふりがなを付す)、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名称。

- ・名称選定にあたっては、個々の名称の応募数に関わりなく、決定いたします。
- ・応募された作品に関する一切の権利は当合併協議会に帰属します。

- 地理的にイメージできる名称。
- 地域の特徴を表す名称。
- 歴史、文化にちなんだ名称。
- 住民の理想、願いにちなんだ名称。
- 合併を記念した名称。
- その他、新町にふさわしい名称。

応募先

- ・持参(FAX、ホームページ)の場合(締切当日到着有効) 合併協議会事務局、各町役場
- ・郵送の場合(締切当日消印有効)
〒409-3601 山梨県西八代郡市川大門町1785番地 市川大門町民会館3階
「三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会」
- ・FAXの場合 055-272-6505
- ・ホームページの場合<http://www.town.ichikawadaimon.yamanashi.jp/gappei/>

小委員会及び合併協議会での協議状況

◎承認 △継続協議

平成16年11月8日現在

協 定 項 目		小 委 員 会	協 議 会
1	合併の方式		◎
2	合併の期日（目標時期）		◎
3	新町の名称（公募方法等）		◎
4	新町の事務所の位置		◎
5	財産及び債務の取扱い	◎	◎
6	地域審議会の取扱い		
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	◎	△
8	農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い	◎	◎
9	地方税の取扱い	◎	◎
10	一般職の取扱い	◎	◎
11	財産区及び財産管理会の取扱い	◎	◎
12	行政連絡員制度及び行政区の取扱い		
13	行政組織の取扱い		
14	特別職の取扱い		
15	一部事務組合の取扱い	◎	◎
16	公共的団体の取扱い	◎	◎
17	字の区域及び名称の取扱い		
18	各種団体への補助金の取扱い	◎	◎
19	使用料及び手数料の取扱い（ただし、保育料、水道料、下水道料は含まない。）	◎	◎
20	消防団の取扱い	◎	◎
21	慣行の取扱い	◎	◎
22	国民健康保険の取扱い	◎	◎
23	介護保険の取扱い		
24	24-1 指定金融機関の取扱い		
	24-2 防災の取扱い		
	24-3 姉妹都市の取扱い	◎	◎
	24-4 イベントの取扱い	◎	◎
	24-5 その他の税事業の取扱い	◎	◎
	24-6 議会議員の報酬及び費用弁償の取扱い	◎	◎
	24-7 窓口業務の取扱い	◎	◎
	24-8 社会福祉の取扱い		
	24-9 障害者福祉の取扱い		
	24-10 高齢者福祉の取扱い		
	24-11 児童福祉の取扱い		
	24-12 保育事業の取扱い		
	24-13 環境衛生事業の取扱い		
	24-14 保健事業の取扱い		
	24-15 病院・診療所の取扱い		
	24-16 農林土木事業の取扱い	◎	◎
	24-17 農林業振興事業の取扱い	◎	◎
	24-18 商工観光事業の取扱い	◎	◎
	24-19 温泉施設の取扱い	◎	◎
	24-20 建設事業の取扱い	◎	◎
	24-21 公営住宅の取扱い	◎	◎
	24-22 上水道事業の取扱い	◎	◎
	24-23 下水道事業の取扱い	◎	◎
	24-24 学校教育の取扱い	◎	◎
	24-25 給食業務の取扱い	◎	◎
	24-26 社会教育の取扱い	◎	◎
	24-27 公民館の取扱い	◎	◎
	24-28 文化財及び芸術の取扱い	◎	◎
	24-29 社会体育の取扱い	◎	◎
25	新町建設計画		

※具体的な調整方針は、協議会だよりの各号の協議会報告をご覧ください。

市町村の「廃置分合」とは？

市町村(地方公共団体)の区域は、法律の手続きによって、変更することができます。3町が合併すると、現在の3町は無くなり、新しい町が誕生します。市町村の廃置分合とは、「地方公共団体の法人格の発生、消滅を伴うこと」による市町村の区域変更と、地方自治法に定められています。

廃置分合には、 4つの種類があります

廃置分合には、「分割」「分立」「合体」「編入」の4つの種類がありますが、三珠町、市川大門町及び六郷町の3町の合併の場合は、「合体」にあたります。「合体」とは「二以上の市町村(地方公共団体)を廃して、その区域を新しい一つの市町村とする」ことをいいます。

三珠町・市川大門町・六郷町の概況

町 名	人 口	世 帯
三 珠 町	4,197人	1,335世帯
市 川 大 門 町	10,637人	3,611世帯
六 郷 町	3,992人	1,365世帯
合 計	18,826人	6,311世帯

※人口・世帯は11月1日現在の住民基本台帳による。

お詫びと訂正

「はばたき第3号」4ページに掲載しました任意合併協議会の決算報告に誤りがありました。お詫びして下表のとおり訂正します。

■歳 入 (単位:円)

項 目	収入済額	備 考
負 担 金	15,000,000	3町負担金 5,000,000円×3町
県 支 出 金	0	山梨県市町村合併推進事 業費補助金
諸 収 入	33	預金利子
合 計	15,000,033	

■歳 出 (単位:円)

項 目	支出済額	備 考
総 務 費	1,469,085	事務所の維持費等
事 業 費	1,138,790	広報紙印刷代、 会議録作成代等
予 備 費	0	
合 計	2,607,875	

歳入歳出差引残高 12,392,158円

(法定協議会の諸収入として予算措置しました)

—合併協議会は傍聴できます—

合併協議会の会議は、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、会議開始15分前までに受付をお願いします。

希望者が30人を超える場合は、抽選となります。

—会議録等は閲覧できます—

合併協議会の会議録や会議に提出された資料や文書等は協議会事務局で閲覧することができます。閲覧時間は、月曜日から金曜日までの開庁日、午前8時30分から午後5時までです。また、ホームページでもご覧になれます。

あ と が き

周囲の山々が徐々に錦秋の衣をまとう10月になって、大型の台風が2度も上陸。各地で大きな災害に見舞われました。この地域でも被害がありました。被災された方々にはお見舞いを申し上げます。また、収穫間近の稲穂も大打撃を受けました。野菜も高騰しています。さあ、これから復興という時に新潟では直下型の大地震、大自然の猛威を改めて感じました。多くの被災された方々の1日も早い復興をお祈り申し上げます。

「備えあれば憂いなし」といいますが「自助、共助」の気持ちを大切にしたいものです。

事務局